

事務連絡
令和4年3月25日

居宅介護支援事業者
小規模多機能型居宅介護事業者
看護小規模多機能型居宅介護事業者 } 各位

海南市くらし部高齢介護課長

介護保険被保険者証の郵送方法の変更及び介護保険に関する様式の変更について

平素は、本市介護保険事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件につきまして、令和4年4月1日より下記のとおり様式及び運用の変更を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 変更概要

(1) 介護保険被保険者証の郵送方法の変更について

新たに第1号被保険者資格を取得された方や要介護・要支援認定結果時等に送付します介護保険被保険者証の送付について、これまでの簡易書留から普通郵便による方法に変更します。

(2) 介護保険郵送先変更届の様式変更について

介護保険郵送先変更届の様式を変更し、後期高齢者医療に係る送付先変更も兼ねた様式に改めます。

(3) 介護保険に関する一部の申請様式の変更について

海南市職員の職名変更に伴い、一部の様式を変更します。

詳細は、別紙をご覧ください。また、ご不明な点につきましては、下記までお問い合わせをお願いいたします。

海南市 くらし部
高齢介護課 介護保険係
TEL : 073-483-8761

(別紙)

(1) 介護保険被保険者証の郵送方法の変更について

令和4年4月1日以降の送付分から普通郵便に変更します。

なお、介護保険被保険者証再交付申請に基づく当該被保険者証の送付については、申請書受理日が3月31日までのものについて簡易書留とします。

また3月31日以前に簡易書留により郵送しました介護保険被保険者証が4月1日以降に郵便局から市に返戻された場合は、被保険者等からの申し出があった場合に限り普通郵便として再送付します。

(2) 介護保険郵送先変更届の様式変更について

介護保険の各種書類は、住民票上の住所地に送付することが原則ですが、住民票を変更することができない等特別な事情がある場合に限り、被保険者又は親族等の申請に基づき郵送先を変更しています。

新様式については、本庁高齢介護課、下津行政局及び各支所・出張所で配付しています。また、申請に際しては、これまで同様に被保険者・申請者・送付先親族の各本人確認書類（原本）の提示等が必要です。

なお、4月1日以降における旧様式での提出については、3月中に被保険者や親族等が当該旧様式に記入している場合に限り受け付けます（5月以降は新様式のみ受付予定）。

※「介護保険郵送先変更届（ 年 月 日認定申請分の結果通知及び被保険者証に限る。）」については、様式の変更はありませんので、従来通りの様式をご使用ください。

(3) 介護保険に関する一部の申請様式の変更について

4月1日に市職員の職名が変更になるため、一部様式の市処理欄を変更します。下記②を除き4月1日に市公式ホームページに新様式を掲載しますので、よろしくお願いいたします。

なお、当分の間は旧様式での申請も受け付けます。

- ① 介護保険 被保険者証等再交付申請書
- ② 介護保険 被保険者証交付申請書
- ③ 介護保険 要介護認定・要支援認定申請 取下書
- ④ 障害者控除対象者認定申請書
- ⑤ 介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費支給申請書
- ⑥ 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払い支給申請書
- ⑦ 事後申請 介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書
- ⑧ 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払い支給申請書